

取扱区分：「公開」

令和5年第13回

# 周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和5年12月11日（月）15時30分

於：周南市役所 多目的室

# 令和5年第13回

## 周南市農業委員会総会議事録

1 日時 令和5年12月11日(月) 午後3時32分 ~午後4時7分

2 場所 周南市役所 多目的室

3 出席者等

(1) 出席委員 17人

1番	林 俊一	2番	歳 光 時 正
3番	野 村 邦 幸	4番	重 永 正 人
5番	佐 伯 伴 章	6番	笠 井 保 雄
7番	河 内 邦 雄	9番	佐 伯 信 治
10番	高 橋 恵	11番	秋 貞 啓 子
12番	藤 井 孝	13番	山 下 敏 彦
14番	瀧 山 美智子	16番	有 馬 俊 雅
17番	兼 重 智	18番	田 中 榮 作
19番	白 石 純 治		

(2) 欠席委員 2人

8番	藤 原 典 子	15番	市 川 進
----	---------	-----	-------

(3) 事務局職員 4人

局 長	中 山 浩 毅	次 長	杉 岡 清 伸
次長補佐	神 本 和 典	書 記	足 達 剛 志

(4) 関係部署職員 2人

産業振興部農林課 課 長	六 郎 万 淳 一
産業振興部農林課 農政担当	山 近 麗 子

(5) 傍聴人 なし

#### 4 議事日程

##### 第1 議事録署名委員の指名

##### 第2 議決事項

議案第57号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について 34件

議案第58号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 1件

議案第59号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 8件

##### 第3 報告事項

報告第74号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について 10件

報告第75号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について 8件

報告第76号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について 1件

報告第77号 現況が農地でないことの証明等について 5件

報告第78号 令和4年度の周南市農業委員会の決算について 1件

中山事務局長

皆さん、こんにちは。

それでは、総会を開催いたします。

携帯電話につきまして、マナーモード、電源確認をお願いいたします。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、19人中17人で、周南市農業委員会総会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、8番・藤原典子委員、15番・市川進委員の2人で、周南市農業委員会総会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

また、議案等についての発言の際は、着席のままをお願いいたします。

それでは、議長よろしく申し上げます。

開会（午後3時32分）

議長（山下会長）

それでは、ただ今より令和5年第13回、周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会総会会議規則第25条第3項に規定された議事録署名委員は、議長より指名することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議長より指名いたします。

11番・秋貞啓子委員、12番・藤井孝委員のご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議決事項に入ります。

議案第57号につきましては、3番・野村邦幸委員が一部当事者になります。

議事参与の制限を定めた農業委員会等に関する法律第31条第1項及び周南市農業委員会総会会議規則第19条の規定により、野村委員は議事に参与することができませんので、退席をお願いします。

(野村委員退席)

それでは、議案第57号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

1ページから10ページまでの議案第57号は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき周南市長より農用地利用集積計画についての決定を求められたもので、農林課から説明を受けた後、農業委員会の決定を行いたいと思います。

議長（山下会長）

それでは、六郎万課長よろしくをお願いします。

六郎万農林課長

それでは、議案第57号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画についてご説明させていただきます。

本日は10月までに受け付けました、農用地利用集積に係る利用権の設定につきまして、その計画案をご提出させていただいております。

本会でのご審議、ご決定をいただきまして、12月28日の公告となるものでございます。

内容につきましては、徳山地区25件、新南陽地区1件、熊毛地区

2件、鹿野地区6件の計34件、61筆の案件です。

そのうち農地中間管理機構への貸付けが、11番から34番で、徳山地区24件、27筆です。

説明は以上となります。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第57号について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第57号について採決を行います。

原案どおり決定することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第57号は、原案どおり決定する旨、市長に通知いたします。

野村委員は、ご着席ください。

(野村委員着席)

ここで、農林課職員は退席いたします。

申し訳ありませんが、少しお待ちください。

(農林課職員退席)

続きまして、議案第58号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

11ページの議案第58号は、1議案1件です。

番号1番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑1筆の面積が152平方メートルで、申請譲受人が購入予定の住宅に隣接する農地です。

議長（山下会長）

中山事務局長

権利移動は、所有権移転で、譲渡人は遠方に居住し、高齢により耕作困難なため譲り渡すものです。

譲受人は、自家消費用の野菜を栽培するため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

藤井委員

12番藤井委員

12番藤井です。

農地法第3条の許可申請の報告をいたします。

この案件は家に付いている畑なんですが、11月21日に推進委員、事務局職員、私とで現地調査を行いました。

畑の一部には野菜が植えられていましたが、時期的なこともあって他の部分はきちんと草刈りがされておりました。

後日、譲受人、譲渡人の双方に電話で内容を確認した結果、双方に矛盾点はなく、家庭菜園には手頃だと思います。

別に問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第58号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第58号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第58号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第59号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

12ページから13ページの議案第59号は、1議案8件です。

番号1番につきましてご説明します。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積454.85平方メートル、パネル枚数176枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、耕作する予定がなかったことから、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、湯野温泉病院から北東約360メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員である私から現地調査の結果及び補足説明をいたします。

去る11月22日に、農地利用最適化推進委員及び事務局職員と共に現地を確認し、その日のうちに、電話にて申請譲渡人の意思確認を行いました。

申請譲受人の代理人には、11月24日に電話をし、状況を確認いた



しました。

申請地は、二級河川夜市川の左岸に農道を挟んで接しており、段差のあまりない3枚の土地で、以前は、利用権設定により、牧草が栽培されていましたが、合意解約されており、今は雑草が繁茂している状態です。

周辺は、牧草栽培地や保全管理された農地で、水稻は栽培されていません。

譲渡人は、相続した土地ですが、高齢で自ら耕作する予定もなく、譲り渡すことにしたそうです。

譲受人におかれては、本委員会が定めた「太陽光発電設備に係る農地転用における注意事項」に沿って対応しており、近隣にも説明をしているとのことでした。

立地基準に照らして転用に問題はなく、また、関係書類も完備されており、農地転用の確実性が認められ、周辺農地への被害防除措置が適切で、地域の農地の農業上の効率的・総合的な利用に支障がなく、一般基準からみても特に問題はないと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

それでは、議案第59号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第59号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第59号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第59号、番号2番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号2番につきましてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積402.99平方メートル、パネル枚数156枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、管理も困難となったため譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、戸田駅から南東へ約100メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は、鉄道の駅からおおよそ300メートル以内の第3種農地に該当します。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

瀧山委員

14番瀧山委員

14番の瀧山です。

番号2番について補足説明をいたします。

11月24日に事務局職員と推進委員と私の3人で現地の確認に行きました。

現地は休耕された状態で管理も難しい状況に見られました。

譲受人は太陽光発電の設置を計画し場所を探していたところ、譲渡人が所有する土地が適していたため行うことにしたということです。

譲渡人は休耕しており管理も難しく譲渡したいと思っており、譲受人の商談を受けたということです。

申請地は近隣にも太陽光発電の設備が見られ、太陽光発電の設備の設置は問題ないと思われます。

12月1日に双方の代理人である行政書士へ確認をとりましたが、問題はないとのことでした。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第59号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第59号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第59号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第59号、番号3番及び番号4番は事業に関連がありますので、一括議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号3番及び番号4番を一括してご説明いたします。

番号3番につきましてご説明します。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積469.49平方メートル、パネル枚数216枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、管理も困難となったため譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、戸田駅から北東へ約110メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は、鉄道の駅からおおよそ300メートル以内の第3種農地に該当します。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

続きまして、番号4番につきましてご説明いたします。

申請借受人は、番号3番の農地転用をするに当たり、工事用通路などが必要であったことから、使用貸借により一時的に転用をしようとするものです。

貸付人は、休耕していたこともあり、譲受人の申出を受けようとするものです。

申請地は、戸田駅から北東へ約120メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は、鉄道の駅からおおよそ300メートル以内の第3種農地に該当します。

事業計画書・資金計画書・被害防除計画書・一時転用に係る原状回復誓約書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

瀧山委員

14番瀧山委員

14番の瀧山です。

番号3番と番号4番については関連がありますので、一括して補足説明をいたします。

番号3番については売買による権利移動許可申請です。

申請地は長年耕作されておらず、譲渡人は今後も耕作の予定はなく管理も難しいため譲渡を考えていたところ、譲受人が太陽光発電事業を行うための土地を探しており、譲渡人の土地が適していたため、譲り渡すことにしたということです。

番号4番については、番号3番の土地に入るためには番号4番の

土地を通らなければ入れないということなので、使用貸借の権利設定のための許可申請です。

借受人は隣地に太陽光発電設備を設置するためには、工事用通路及び資材を置く所が必要になるが、申請地が位置的に便利であるため工事期間中、申請地を借りることにしました。

貸付人は事業者から太陽光発電設備設置のための工事用通路と資材仮置き場として申請地を利用したいと要望があり、休耕していたこともあり貸し付けることにしたそうです。

11月24日に事務局職員、推進委員と私の3人で現地確認に行きました。

現状は休耕の状態のため一時転用には問題ないと思われま

す。12月1日に代理人の行政書士に確認をしましたが、問題ないとのことでした。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、議案第59号、番号3番及び番号4番について一括して質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第59号、番号3番及び番号4番について、一括して採決を行います。

本2件は、共に許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第59号、番号3番及び番号4番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第59号、番号5番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

議長（山下会長）

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号5番につきましてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積464.99平方メートル、パネル枚数180枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、管理も困難となったため譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、熊毛郵便局から北西へ約910メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は、都市計画法の用途区域が定められている第3種農地に該当します。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

笠井委員

6番笠井委員

6番の笠井です。

番号5番について、去る11月22日、事務局職員、推進委員と3人で現地確認をし、申請者にも現地で確認しました。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

補足説明として、申請地は国道2号線から八代方面へ向かう道路沿いの農地です。

現況は今年水稻を作付けし収穫が終わった状態でした。

この農地は親から相続した土地とのことで、今までずっと毎年水稻の作付けをされていました。

しかし高齢のため来年からは減反しこの農地は耕作をしないとのことで休耕され、当該農地を農地として維持管理することが困難な状況であり、そのため譲受人の希望通り太陽光発電設備を設置す

ることに賛同し譲り渡すことにしたとのことです。

譲受人は太陽光発電事業者で適地を探していたところ、日当たりが良く計画規模の適した農地があったため購入することにしたとのことです。

申請地は水路など周辺農地への影響は問題ないと考えます。

なお、隣接地の土地所有者や耕作者など影響があると思われる方々には事前に計画を説明し了解を得たとのことです。

その他、調査項目に従って調査しましたが、問題ないと思われま

す。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

それでは、議案第59号、番号5番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第59号、番号5番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第59号、番号5番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第59号、番号6番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号6番につきましてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積511.48平方メートル、パネル枚数198枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、管理も困難となったため譲受人に譲り渡すものです。

議長（山下会長）

杉岡事務局次長

申請地は、熊毛郵便局から北西へ約930メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は、都市計画法の用途区域が定められている第3種農地に該当します。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

笠井委員

6番笠井委員

6番の笠井です。

番号6番について、去る11月22日、事務局職員、推進委員と3人で現地確認をし、申請者にも現地で確認しました。

申請内容については事務局の説明のとおりです。

補足説明として、申請地は番号5番の申請地から道路を挟んだ向かい側にあり、現況も同じで申請内容も同一で、譲渡人、譲受人も同じため省略させていただきます。

以上、調査項目に従って調査しましたが、問題ないと思われま

す。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第59号、番号6番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第59号、番号6番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第59号、番号6番は、許可と決定い



たします。

続きまして、議案第59号、番号7番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号7番につきましてご説明いたします。

申請譲受人は、申請地を購入し、事業用の車4台分の車庫を建設しようとするものです。

譲渡人は、管理も困難となったため譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、周南市勝間市民センターから北東へ約540メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は、都市計画法の用途区域が定められている第3種農地に該当します。

事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

河内委員

7番河内委員

7番の河内です。

番号7番について補足説明をします。

11月25日に事務局職員と現地調査をしました。

後日電話でも確認しました。

内容については事務局から説明があったとおりです。

譲受人は、職員の車庫及び駐車場を探していました。

場所は市民センターより東側約540メートルであり、会社と自宅の近くで適地があって、時には自宅に訪問客が多くあり、路上駐車を解消するために兼用で使用するのに利便性の良い場所でありま

した。

譲渡人は草刈り等維持管理が高齢のため負担となり、土地を有効利用してくれる人に譲りたいと思っていたところです。

現況は一部畑ですが遊休農地となっておりました。

利用の内容については具体的には駐車場で一部に車庫約85平方メートルを新築して利用したいとのことでした。

また、JR側に擁壁でかさ上げして面積を広くして利用したいとのことでした。

調査項目により確認しましたが問題ないと思われま

す。以上、調査の結果報告を終わります。

ありがとうございました。

それでは、議案第59号、番号7番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第59号、番号7番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第59号、番号7番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第59号、番号8番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号8番につきましてご説明いたします。

本件は、建設残土の仮置場に、来年2月25日まで一時転用をするというものですが、既に今年9月から転用されていたものであり、追認をするか否かの事案となります。

申請借受人は、隣接する土地の駐車場整備をするに当たり、賃貸

議長（山下会長）

杉岡事務局次長

借により借りて、一時的に約300平方メートルの建設残土の仮置場として利用しようとするものです。

貸付人は、休耕中でもあることから、譲受人の申出を受けることとしたものです。

申請地は、鹿野高速自動車国道入口から南東約310メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図等は配付資料のとおりです。

農地区分は高速自動車国道入口からおおむね300メートル以内の第3種農地に該当します。

本事案は、始末書が添付されています。

無断転用については、反省をされ、今後は農地法等の法令を遵守するとのことです。

まず、直ちに原状回復を求めるかについてですが、ほかに代わる土地もなく、一時転用の必要性は認められると考えます。

また、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書・一時転用に係る原状回復誓約書など必要な書類も完備されておりますので許可基準を満たしています。

追認許可は可能と考えます。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

野村委員

3番野村委員

3番野村です。

番号8番、農地法第5条第1項の規定による許可申請の調査について説明します。

11月24日、事務局職員と推進委員と3人で現地確認をしました。現地は土砂が置かれている状態でした。

これについては始末書、原状回復の誓約書が提出されています。隣地で駐車場整備工事をしており、その残土置き場として利用、

所有者の了解は得ており、工事終了後は原状回復するとのことです。

残土を置くための一時転用について、問題はないと思われます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第59号、番号8番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第59号、番号8番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第59号、番号8番は、許可と決定いたします。

続きまして、議事日程第3、報告事項に入ります。

報告第74号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

14ページから17ページの報告第74号は、農地等を相続等により所有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は10件です。

内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第74号を終わります。

続きまして、報告第75号「農地法第5条第1項第6号の規定に

よる農地転用届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

18ページから19ページの報告第75号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地等の所有者及び転用事業者が農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するため、農地等の権利移動をするもので、許可は不要とされています。

今回は、8件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第75号を終わります。

続きまして、報告第76号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

20ページの報告第76号ですが、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項及び農地法施行規則第58条の規定により、毎年、事業の状況などを事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならない、とされているもので、今回は1件です。

添付書類も完備されており、農地所有適格法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件を満たしておりましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第76号を終わります。

続きまして、報告第77号「現況が農地でないことの証明等について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

21ページから22ページの報告第77号は、周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領の規定に基づき、非農地証明願の提出による非農地証明書交付の申請を受け、農地台帳等で事前調査の上、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により申請地が農地に該当するか否かの判断をし、その結果により非農地証明書等を交付したので、同要領第18条の規定により報告するもので、今回は5件です。

非農地判断の結果、すべて非農地であると決定し、非農地証明書を交付しました。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第77号を終わります。

続きまして、報告第78号「令和4年度の周南市農業委員会の決算について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

23ページの報告第78号についてご説明いたします。

報告第78号別紙をご覧ください。

10月25日の市議会本会議におきまして、令和4年度周南市一般会計歳入歳出決算が認定されましたので、そのうちの農業委員会事務局所管決算について、別紙のとおり報告するものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第78号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和5年第13回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会（午後 4 時 7 分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し議長及び署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和5年12月11日

周南市農業委員会

議長（会長） 山 下 敏 彦

署名委員 秋 貞 啓 子

署名委員 藤 井 孝